

「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

令和5年10月1日時点

自治体名
境港市

(注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課 (電話番号)	留意事項等
1	市営住宅にパートナーと入居申請ができる。	②写しを提出	建築営繕課 (0859-47-1059)	
2	住民票の続柄を「縁故者」とすることができる。	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	市民課 (0859-47-1033)	
3	住民票の写しの請求	③不要	市民課 (0859-47-1033)	住民票同一世帯のパートナー、ファミリーは、同一世帯員として請求できる。
4	国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の各種申請手続き	③不要	市民課 (0859-47-1035)	住民票同一世帯のパートナー、ファミリーは委任状を省略できる。
5	市税に関する証明、課税状況等の照会	①(郵便請求の際には②でも可)	税務課 (0859-47-1017)	住民票同一世帯のパートナー、ファミリーは委任状を省略できる
6	土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 固定資産税の課税内容の照会	①(郵便請求の際には②でも可)	税務課 (0859-47-1018)	住民票同一世帯のパートナー、ファミリーは委任状を省略できる
7	納税証明の交付申請	③不要	収税課 (0859-47-1113)	住民票同一世帯のパートナー、ファミリーは委任状を省略できる
8	空き家のリフォームや撤去に関する補助金	③不要	都市整備課 (0859-47-1015)	除却→法定相続人の了解が必要。 利活用→居住するもしくは所有権を取得する必要あり。
9	生活保護、生活困窮者自立支援事業	③不要	福祉課 (0859-47-1047)	生計同一世帯のパートナー、ファミリーは、同一世帯としてみなす。
10	個人情報開示請求	①受理証明書を提示	総務課 (0859-47-1007)	亡くなったパートナーの個人情報の開示請求ができる。(開示請求はパートナーのみ。)
11	身体障がい者などに対する軽自動車税の減免	②写しを提出	税務課 (0859-47-1017)	重度の身体障がい者などの方と生計同一者の場合は申請ができる。
12	障がい者日常生活用具給付の申請	③不要	福祉課 (0859-47-1121)	パートナー、ファミリーは、代理申請できる。
13	障がい者住宅改良費補助の申請	③不要	福祉課 (0859-47-1121)	家族として同居する場合は同一世帯としてみなす。
14	高齢者の日常生活支援(家族介護用品支給など)	①受理証明書を提示 又は②写しを提出	長寿社会課 (0859-47-1039)	パートナー、ファミリーは家族として申請できる
15	緊急通報装置の申請	①受理証明書を提示 又は②写しを提出	長寿社会課 (0859-47-1039)	パートナー、ファミリーは家族として申請できる
16	要介護認定の申請	①受理証明書を提示 又は②写しを提出	長寿社会課 (0859-47-1038)	パートナー、ファミリーは、代理申請できる。
17	高齢者等住宅改良費補助金の申請	①受理証明書を提示 又は②写しを提出	長寿社会課 (0859-47-1038)	同居する場合は同一世帯とみなす。

18	家族介護教室	①受理証明書を提示 又は②写しを提出	長寿社会課 (0859-47-1131)	高齢者を介護しているパートナー、ファミリーは家族として扱う。
19	市営墓地の使用	③不要	都市整備課 (0859-47-1065)	パートナー、ファミリーは家族同等に埋葬することができる。
20	市営墓地の使用承継	②写しを提出	都市整備課 (0859-47-1065)	パートナーは、使用权の承継が可能となる。
21	埋火葬の許可申請	③不要	市民課 (0859-47-1033)	パートナー、ファミリーが埋火葬の許可申請できる。
22	児童クラブ利用申請、送迎等	③不要	教育総務課 (0859-47-1085)	パートナーが保護者として利用申請できる。送迎も可。
23	就学援助の申請	③不要	教育総務課 (0859-47-1085)	パートナーが保護者として申請できる。
24	母子健康手帳の交付	③不要	健康づくり推進課 (0859-47-1041)	パートナーやファミリーは、代理申請することができる。
25	保育所等の利用・保育所入所申請、送迎等	③不要	子育て支援課 (0859-47-1045)	続柄欄に「パートナー」と記載し、家族として申請できる。
26	犯罪被害者支援見舞金	②写しを提出	総合政策課 (0859-47-1102)	犯罪被害者のパートナーは、遺族見舞金等の支援制度の対象となる。